

代理店経営情報

シンニチ代理店版

弱者における「一点集中主義」 特定の部分で「ナンバー1」に

前回「一点集中主義」の原則を解説し、攻撃の原則を解説し、弱者の経営において、どのように実践しては良いかについて解説しました。今回は「地域一脱路・顧客一商店のカテゴリー」において、それを活用して、近上位にある他社代理店を攻撃目標に定め、ミッド戦略（相手に合わせて差別化を打ち込み、それを基本に攻撃をしていく）のつもりで、今回も、ランチェスター戦略の3つの結論の中でも「一点集中主義」について解説致します。シニア1位にある強者に、直近上位（2位）の「ナンバー1」を、

一点集中で徹底的に攻略する

代理店の営業活動を想定した場合に例え、次のようなことが考えられる。①ある特定の地域・エリアの開拓に資源を集中する事例
②ある地域の〇〇マンションや△△団地の「世界」になるべく、「ナンバー1」になるべく、営業パーソナルを毎週1回保険見直し相談の案内チラシを配布し、月に1回は管理組合と連携して生命保険、損害保険の相談サービスを実施する。
③ある顧客・販売経路の開拓に資源を集中投下する事例
④社員団体の扱い契約で自社がシニア2位である中堅企業向けに他社代理店が1回の頻度で相

無理じゃないのかとと思われるかもしれませんが、確かに、商圏（営業エリア）全体で急いでシニア1位になることは難しいかも知れませんが、ある特定の部分では「ナンバー1」になれるのではないのでしょうか。特定地域（細分化した

地域）なのか、販売経路なのか、企業の団体（級）契約なのか、企業の資財物件なのか、協同組合の会員企業の契約なのか、約なのか、様々な切り口から自社のマーケットを細分化することで、1位の領域・分野があるかも知れませんし、1位でない

くても1位を狙える地位にある領域・分野があるかも知れません。まずは、自社の顧客分析を徹底的に行い、そうした領域・分野があるかどうかを探してみるのです。

弱者としては、現状において強い領域・分野を勝てそうない領域・分野を探し出し、そこを徹底的に狙って攻撃をしていくことで、「ナンバー1」作りが可能になります。決して豊饒にはない資源を確保し、集中して勝負に打ち込み、質的な価値を加えて、質的な面でも優位となる差別化を徹底していく必要があるのです。

とを「一点集中主義」といいます。そして、集中して経営資源を投下する領域・分野が明確化されるには、まずはシニアが直近上位の他社代理店（近上位の会社）に差別化戦略で、直近上位の会社には差別化戦略で、

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターズコンサルティング株式会社
代表取締役 佐々木 篤史 17
シニアコンサルタント 平野 芳生

ランチェスター戦略理論、情報提供の信頼性心理学を基にした商圏セールス、営業スキル研修の3つの柱を基に「選ばれる地域No.1代理店づくり」の営業力強化を実現するための活動中。独立行政法人 中小企業基盤整備機構 業務支援アドバイザー、NPO法人ランチェスター・協会認定インストラクター、一般社団法人 地域活性化推進機構 専任講師、NPO法人 スワズマジェター・コンサルティング協会 シニアコンサルタント
https://sevenstars-consulting.com/

①社員団体の扱い契約で自社がシニア2位である中堅企業向けに他社代理店が1回の頻度で相
②ある顧客・販売経路の開拓に資源を集中投下する事例
③ある顧客・販売経路の開拓に資源を集中投下する事例
④社員団体の扱い契約で自社がシニア2位である中堅企業向けに他社代理店が1回の頻度で相

知ってトクする 1001 税務情報



原状回復費用と雑損控除 資本的支出と区分できない場合は?

Q 先の台風で住宅に損害を受け、災害復旧のために300万円を支出しました。この支出には、住宅の耐久性を増やすための改良等を加えたものを含まれますが、明確に区分することができないため、雑損控除の手続きを行う上で、損失金額はいくらとすればいいのが迷っています。ご教示ください。

・損壊した住宅の被災直前の価額=450万円、同被災直後の価額=150万円、同損害に対して受け取った損害保険金=150万円

■損失額の計算上除外する必要が
A 雑損控除額は、次の算式によって求めた額のうちいずれか多いほうの金額になります。
①その年の損失額（＝取得価格－減価償却額）－合計所得金額の10%
②その年の損失額（＝取得価格－減価償却額）のうち災害関連支出の金額－5万円
損失額は、右表により計算したAとBの合計額となります。（所法72、所令206）
この災害関連支出では、原状回復のための支出の中に、①住宅の価額を増加させる部分や、使用期間を延長させる部分に該当する資本的支出部分が含まれていること、②原状回復により、被災住宅が被災直前の価額まで復元した部分に相当する金額が含まれているため、雑損控除の対象となる損失額を計算する上で、その部分を除外しなければならぬことになっていいます。（所令206①二のロかっこ書、所基通72-3）

ご質問者は、この計算で迷われておられます。

■簡便法で30%を原状回復の支出に
それでは計算しながらご説明しましょう。
①まず住宅の損失の価額を計算します。
被災直前の価額450万円－被災直後の価額150万円＝300万円
※ここでは受け取った損害保険金は除いて計算します。
②次に、災害復旧のための300万円について、原状回復のための支出と資本的支出との区分計算を行います。
この場合、その区分が明らかでないときは、簡便法として、その金額のうち30%を原状回復のために支出した部分の額とすることができます。（所基通72-3）
ご質問はこれに当たりますので、
300万円×30%＝90万円
が、原状回復のための支出になります。
③上記②により計算した原状回復のための支出は、①で計算した住宅そのものの損失額相当部分と重複している部分が含まれていますので、その部分の計算が必要になります。（所令206①二のロかっこ書）
住宅の損失価額300万円＜原状回復のための支出90万円
この結果、原状回復のための支出90万円は、住宅に

A. 資産に係る損失の金額

被災直前の時価	－	被災直後の時価	－	戻材の価額
－ 保険金等の金額				
+ 盗難または横領による損失に係る住宅家財等の原状回復のための支出				

B. 災害関連支出

被災資産の取り壊しまたは除去のため等の支出	+	被災資産を使用するために災害がやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出した次のイからロに掲げるもの等
		イ. 土砂その他障害物を除去するための支出
		ロ. 原状回復のための支出
		ハ. 損壊等防止のための支出
+ 被害の拡大または発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出		

受けた損失額以下となっており、災害による損失額に加える災害関連支出の金額はないこととなります。
したがって、ご質問の雑損控除の対象となる損失額は、被災直前の価額450万円－被災直後の価額150万円－補てんされる損害保険金150万円＝150万円となります。